

# 経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第6項)

平成24年10月

株式会社 じもとホールディングス

## 目 次

はじめに	．．．	2
第1 経営強化計画の実施期間	．．．	3
第2 金融組織再編成の内容及び実施時期	．．．	4
2-1 金融組織再編成の内容	．．．	4
2-2 実施時期	．．．	7
第3 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	．．．	9
3-1 株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件	．．．	9
3-2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	．．．	12
3-3 対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期	．．．	15
第4 経営強化計画実施に伴う労務に関する事項	．．．	19
第5 剰余金の処分の方針	．．．	21
5-1 配当に関する方針	．．．	21
5-2 内部留保の見込み	．．．	21
第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	．．．	24

## はじめに

株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行（以下、両行という）は、平成 24 年 10 月 1 日、共同株式移転方式により銀行を子会社とする銀行持株会社である株式会社じもとホールディングス（以下、当社という）を設立し、経営統合いたしました。

両行は、今般の経営統合により、「お客様に喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」ことを目指しております。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から 1 年 7 カ月が経過いたしました。当社の子銀行であるきらやか銀行の営業エリアにおきましても、宮城県、福島県はもとより、直接的な被害が少なかった地元山形県においても風評等による 2 次的被災により、多大な被害、損失が発生し回復の途上にあります。また、山形県では、現在においても被災地から多数の被災者を受け入れ、被災者支援を継続しております。被災地域におきましては未だに厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けては地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

当社は、今般、きらやか銀行と仙台銀行との組織再編成による共同持株会社の設立にあたり、両行同一歩調による震災復興支援を共同して推進していくことが必要であると考えております。このため持株会社グループとして、自己資本の充実をはかり、きらやか銀行の自己資本を増強し貸出余力を創造することにより、大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

## 第1 経営強化計画の実施期間

当社は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第6項の規程に基づき、平成24年10月（計画の始期）より平成27年3月（計画の終期）までにおいて経営強化計画を策定し実施いたします。

当社の子銀行であるきらやか銀行では、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第9条第1項の規程に基づき、平成24年10月（計画の始期）より平成27年3月（計画の終期）までにおいて経営強化計画を策定し実施いたします。

また、当社の子銀行である仙台銀行においても、同様に金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第9条第1項の規程に基づき、平成24年10月（計画の始期）より平成27年3月（計画の終期）までにおいて経営強化計画を策定し実施いたします。

本計画は、両行が提出した経営強化計画に記載された事項のうち、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第6項の規程に基づき、当社に係る部分を記載した計画でございます。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

## 第2 金融組織再編成の内容及び実施時期

### 2-1 金融組織再編成の内容

#### (1) 設立する会社の概要

##### ① 名称

株式会社 じもとホールディングス (英文表示: Jimoto Holdings, Inc.)

##### ② 主たる事務所

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 (仙台銀行本店9階)

##### ③ 業務の内容

ア. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理  
イ. その他、アに付帯又は関連する一切の業務

##### ④ 資本金等の額

ア. 資本金の額	2,000 百万円
イ. 資本準備金の額	500 百万円
ウ. 純資産の額 (連結・見込み)	81,534 百万円
エ. 総資産の額 (連結・見込み)	81,534 百万円

##### ⑤ 上位10位までの株主

	株主の氏名	職業	議決権の数	議決権比率
1	株式会社みずほコーポレート銀行	銀行業	60,178	3.36%
2	きらやか銀行行員持株会	持株会	54,951	3.07%
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	銀行業	53,758	3.01%
4	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業	32,853	1.84%
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	銀行業	29,644	1.66%
6	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業	14,045	0.79%
7	株式会社七十七銀行	銀行業	12,870	0.72%
8	仙台銀行職員持株会	持株会	11,880	0.66%
9	清水建設株式会社	建設業	11,011	0.62%
10	高橋 明	個人	10,795	0.60%
	総計		1,788,776	100.00%

(注)平成 24 年 3 月 31 日現在における両行株主名簿に記載された株主の株式数を、株式移転比率(きらやか銀行 1 : 仙台銀行 6.5) で調整後に合算したものです。なお、議決権数は、単元株式数 100 株で計算しております。

## ⑥ 取締役及び監査役（予定）

ア. 取締役（※を付した取締役は、平成 24 年 10 月より持株会社の常勤取締役に就任。）

代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行	取締役頭取)
代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行	取締役頭取)
取締役	馬場 豊	(現仙台銀行	専務取締役)
取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行	常務取締役)
取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行	常務取締役)
取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行	常務取締役)
取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行	常務取締役)
取締役	佐川 章	(現きらやか銀行	常務取締役)
取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行	常務取締役)
※取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行	取締役)
※取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行	取締役)
取締役 (社外)	熊谷 満	(現仙台銀行	取締役 (社外))

イ. 監査役（※を付した監査役は、平成 24 年 10 月より持株会社の常勤監査役に就任。）

※監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行	監査役)
監査役 (社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行	監査役 (社外))
監査役 (社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行	監査役 (社外))
監査役 (社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行	監査役 (社外))

## ⑦ 役職員数

119 名（取締役 12 名、監査役 4 名、従業員 103 名（うち銀行兼務者 101 名））

## ⑧ 経営管理体制

ア. 持株会社の位置づけ

持株会社（当社）は、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、

その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制とします。

また、子銀行において重複している業務及び今後高い専門性が求められる業務・機能（コンプライアンス、リスク管理）については、持株会社に当該業務及び機能を集約することにより、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制とします。

#### イ. ガバナンス体制

経営管理組織として、グループ経営の方針や重要事項について審議・決定を行う取締役会、取締役会の方針に基づき業務執行に係る審議・決定を行う経営会議をはじめ、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会、並びに監査役会の機能を充実させ、ガバナンス体制を確立するとともに、リスク管理及びコンプライアンス態勢の充実を図ってまいります。

業務運営組織としては、総合企画部、経営戦略部、総務部、リスク統括部、経理部、監査部を設置し、グループ戦略を展開することで、統合効果を早期に最大化することを目指します。

#### ⑨ 決算期

3月31日

#### ⑩ 上場証券取引所

東京証券取引所

#### ⑪ 会計監査人

新日本有限責任監査法人

#### ⑫ 株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社

#### ⑬ 設立の目的

- ア. 東日本大震災からの復興・再建へのスピーディかつ幅広い対応の実現
- イ. 県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービス向上の実現
- ウ. 両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果の実現

エ. スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現

#### ⑭ 設立の方法

両行の共同株式移転方式による完全親会社（持株会社）設立

#### ⑮ 設立日

平成 24 年 10 月 1 日（月）共同持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）

### （2）株式移転の概要

#### ① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	きらやか銀行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

#### ② 株式の割当比率

- ・きらやか銀行の普通株式 1 株に対し、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付。
- ・仙台銀行の普通株式 1 株に対し、共同持株会社の普通株式 6.5 株を割当交付。
- ・きらやか銀行の第Ⅲ種優先株式 1 株に対し、同一商品内容である共同持株会社の A 種優先株式 1 株を割当交付。
- ・仙台銀行の第Ⅰ種優先株式 1 株に対し、同一商品内容である共同持株会社の B 種優先株式 6.5 株を割当交付。

## 2-2 実施時期

### 持株会社設立までの日程

平成 22 年 10 月 26 日（火）	経営統合の検討開始に関する基本合意書締結（両行）
平成 24 年 3 月 31 日（土）	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日（両行）
平成 24 年 4 月 26 日（木）	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成 24 年 4 月 26 日（木）	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成 24 年 6 月 26 日（火）	株式移転計画承認定時株主総会及び種類株主総会（両行）
平成 24 年 9 月 26 日（水）	東京証券取引所上場廃止日（きらやか銀行）

平成 24 年 10 月 1 日 (月) 共同持株会社設立登記日 (効力発生日)

平成 24 年 10 月 1 日 (月) 共同持株会社株式上場日

### 第3 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

#### 3-1 株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件

##### (1) じもとホールディングスC種優先株式（きらやか銀行関係1）

	項目	内容
1	種類	株式会社じもとホールディングスC種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	20,000百万円
5	発行株式数	100百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.15% (平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。ただし、8%を上限とする。)
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成24年12月29日
	取得請求期間の終了日	平成36年9月30日
	当初取得価額 (当初転換価額)	当社普通株式の平成24年12月21日（当日を含む）までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額
	取得請求期間中の取得 価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで（当該日含む。）の直近の5連続取引日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	55円
10	金銭を対価とする取得 条項	当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11	普通株式を対価とする 取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	55円

## (2) じもとホールディングスD種優先株式（きらやか銀行関係2）

	項目	内容
1	種類	株式会社じもとホールディングスD種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	10,000百万円
5	発行株式数	50百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」（平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） 但し、日本TIBOR（12ヶ月）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成25年6月29日
	取得請求期間の終了日	平成49年12月28日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の開始日に先立つ（当該日は含まない。）5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで（当該日含む。）の直近の5連続取引日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	当社がD種優先株式の発行を決議する日の前営業日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値の70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が25円を下回る場合の取得価額の下限は25円
10	金銭を対価とする取得条項	当社は、平成34年12月29日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	当社がD種優先株式の発行を決議する日の前営業日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値の70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が25円を下回る場合の取得価額の下限は25円

### (3) じもとホールディングス B 種優先株式（仙台銀行関係）

	項目	内容
1	種類	株式会社じもとホールディングス B 種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成 24 年 10 月 1 日
3	発行価額	1 株につき 1,500 円 ÷ 6.5
4	発行総額	30,000 百万円
5	発行株式数	130 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、本優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第 I 種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」（平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、182/365 を乗じて算出した額の金銭とする。） ただし、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）または 8% のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株につき 1,500 円を 6.5 で除した金額に経過本優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 25 年 4 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 48 年 9 月 30 日
	当初取得価額（当初転換価額）	平成 25 年 4 月 1 日の時価 ただし、当該時価が下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。平成 25 年 4 月 1 日の時価とは、平成 25 年 4 月 1 日（当日を含まない。）に先立つ 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額。（※終値：当社の普通株式の終値。気配表示を含む。以下同様）
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第 3 金曜日の翌日以降、決定日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額
	取得価額の上限 取得価額の下限	無し 302 円 ÷ 6.5
10	金銭を対価とする取得条項	当社は、平成 33 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る）が到来したとに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、1,500 円を 6.5 で除した金額に経過本優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、各本優先株主に対し、その有する本優先株式数に 1,500 円を 6.5 で除した金額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
	取得価額の上限 取得価額の下限	無し 302 円 ÷ 6.5

## 3-2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

### (1) きらやか銀行関係

#### ① 金額の算定根拠

平成24年3月末におけるきらやか銀行の連結自己資本比率は9.13%、単体自己資本比率は9.10%であり、国内基準である4.00%を上回っております。

しかしながら、東日本大震災の中長期的な影響による信用リスク拡大懸念に対応するため、さらなる財務基盤の健全性を確保し、また、今後本格化する復興支援に係る資金需要拡大に向け、地域への円滑な資金提供機能を果たしていくためには、予防的に自己資本の増強が必要と判断いたしました。

今般の震災はきらやか銀行の営業エリアにおきまして、宮城県、福島県はもとより、直接的な被害が少なかった地元山形県においても風評等による2次的被災により、多大な被害、損失が発生し回復の途上にあります。未だ厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けては地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

また、きらやか銀行は、平成24年10月に被災地の中心である宮城県を主たる営業エリアとしている仙台銀行と、共同持株会社である当社（株式会社じもとホールディングス）を設立し経営統合いたしました。

当社は、両行同一歩調による震災復興支援を共同して推進していくことが必要であると考えており、今回のきらやか銀行の経営強化計画を着実に実践するため、100億円の資本増強により、同行の自己資本の充実を図り、貸出余力を創造し、大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

#### ② 活用方針

きらやか銀行の営業基盤である山形県経済活性化において、同行が担うべき役割は非常に大きく、加えて経営統合後のグループ経営戦略の柱と位置付けている東日本大震災からの復興支援に向け、中小規模事業者をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的として活用してまいります。

## (2) 仙台銀行関係

仙台銀行は、平成23年9月に国の資本参加を受けて300億円の資本増強を実施いたしました。その金額の算定根拠及び活用方針は以下のとおりでございます。

### ① 金額の算定根拠

平成23年3月末の仙台銀行の連結自己資本比率は6.73%、単体自己資本比率は7.00%であり、国内基準である4.00%を上回っております。

しかしながら、東日本大震災の中長期的な影響による信用リスクの拡大懸念、さらには今般の震災や世界的な金融市場の混乱による市場リスクの拡大懸念を踏まえ、財務基盤の健全性を確保し、宮城県の震災復興に向けて被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくためには、予防的に自己資本の増強が必要と判断いたしました。

仙台銀行の営業基盤である宮城県は、東日本大震災により過去にない規模の甚大な被害を受け、既に県内経済は足下で悪化するなど、特に同行の主要なお取引先である中小規模事業者はかつてないほどの厳しさに直面しております。

こうしたことから、地域の復旧・復興に向けて、被災地の地域金融機関である同行に期待されている役割と責任は極めて重大であり、当社及び同行は、それらを果たすため、なお一層の努力が必要であると認識しております。

具体的には、安定した収益性、高い健全性に支えられた強固な財務基盤を背景に安定的かつ円滑な資金供給を続けることであり、一方では、地域経済の一日も早い復旧・復興と活性化に向けて、今回の経営強化計画を着実に実践し、金融支援を含めた復興支援策に全力で取り組むことでもあります。

同行が策定した経営強化計画を着実に実践するため、300億円の資本増強により、震災による信用リスクの拡大や一段の有価証券価格の下落への耐性を確保し、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにしてまいります。

### ② 活用方針

仙台銀行の営業基盤である宮城県経済において、同行が担うべき役割は非常に大きく、東日本大震災からの地域経済の復興及び活性化に向け、中小規模事業者をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的として活用してまいります。

【きらやか銀行の単体自己資本比率の推移】

	24/3 期 実績	24/9 期 予定	25/3 期 予定	25/9 期 予定	26/3 期 予定
自己資本比率	9.10%	9.1%程度	10.4%程度	10.5%程度	9.9%程度
Tier I 比率	7.39%	7.4%程度	8.7%程度	8.8%程度	8.2%程度

	26/9 期 予定	27/3 期 予定
自己資本比率	9.8%程度	9.7%程度
Tier I 比率	8.2%程度	8.1%程度

【仙台銀行の単体自己資本比率の推移】

	24/3 期 実績	24/9 期 予定	25/3 期 予定	25/9 期 予定	26/3 期 予定
自己資本比率	12.00%	12.1%程度	11.9%程度	11.8%程度	11.7%程度
Tier I 比率	10.80%	10.9%程度	10.9%程度	10.8%程度	10.7%程度

	26/9 期 予定	27/3 期 予定
自己資本比率	11.6%程度	11.6%程度
Tier I 比率	10.6%程度	10.6%程度

### 3-3 対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

#### (1) きらやか銀行第IV種優先株式

	項目	内容
1	種類	株式会社きらやか銀行第IV種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	20,000百万円
5	発行株式数	100百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.15% (平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。ただし、8%を上限とする。)
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成24年12月29日
	取得請求期間の終了日	平成36年9月30日
	当初取得価額（当初転換価額）	株式会社じもとホールディングス普通株式の平成24年12月21日（当日を含む）までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額 (※但し、本優先株式の発行日に先立つ5連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで（当該日含む。）の直近の5連続取引日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値（※）の平均値に相当する金額 (※但し、取得価額修正日（当該日含む。）に先立つ5連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得価額の上限	無し
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値（※）が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。 (※但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株

		当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額 (※但し、一斉取得日に先立つ45連続取引日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	55円

## (2) きらやか銀行第V種優先株式

	項目	内容
1	種類	株式会社きらやか銀行第V種優先株式
2	申込期日(払込期日)	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	10,000百万円
5	発行株式数	50百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、定時株主総会に本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度(公表年度の前事業年度)の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) 但し、日本TIBOR(12ヶ月)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
	取得請求権(転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成25年6月29日
	取得請求期間の終了日	平成49年12月28日
9	当初取得価額(当初転換価額)	取得請求期間の開始日に先立つ(当該日は含まない)5連続取引日における毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額 (※但し、取得請求期間の開始日に先立つ5連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで(当該日含む)の直近の5連続取引日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額 (※但し、取得価額修正日(当該日含む)に先立つ5連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	株式会社じもとホールディングスが同社のD種優先株式の発行を決議する日の前営業日(当日を含む)までの直近の5連続取引日における毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値の平均値の70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が25円を下回る場合の取得価額の下限は25円
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成34年12月29日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む)の全ての日において、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る。)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。

		(※但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする 30 営業日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値（※）の平均値に相当する金額 (※但し、一斉取得日に先立つ 45 連続取引日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	株式会社じもとホールディングスが同社の D 種優先株式の発行を決議する日の前営業日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日における毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値の平均値の 70% に相当する金額 但し、上記の計算の結果が 25 円を下回る場合の取得価額の下限は 25 円

### (3) 仙台銀行第 I 種優先株式

	項目	内容
1	種類	株式会社仙台銀行第 I 種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成 23 年 9 月 30 日
3	発行価額	1 株につき 1,500 円
	非資本組入れ額	1 株につき 750 円
4	発行総額	30,000 百万円
5	発行株式数	20 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円 TIBOR (12 ヶ月物) または 8% のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 25 年 4 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 48 年 9 月 30 日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の初日における連結 BPS (※連結 BPS：直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書における 1 株当たり純資産額。以下同様) 但し、取得請求期間の開始日に先立つ 5 連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、取得請求期間の開始日に先立つ（当該日含まない）5 連続取引日における毎日の終値の平均値に相当する金額

		(※終値：当銀行の普通株式の終値。気配表示を含む。以下同様)
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで(当該日含む)の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	302円
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会の開催日までの30連続取引日(当該日を含む)の全ての日において普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。 (※普通株式時価：連結BPS。但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、終値)
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日(以下、「一斉取得日」という)をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	連結BPS(但し、一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額)
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	302円

## 第4 経営強化計画実施に伴う労務に関する事項

### (1) 基本的考え方

#### ① じもとホールディングス

当社の設立時の従業員は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の在籍職員で構成し、銀行兼務者を含めて総勢 103 名といたします。これにより銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員を十分に確保するとともに、持株会社の業務運営を的確に遂行してまいります。

#### ② きらやか銀行と仙台銀行

きらやか銀行と仙台銀行は、今般の経営強化計画実施に向けて、東日本大震災に係る復興支援を契機とした資金供給機能を強化し、地域における中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制を構築するために労務態勢の整備に努めてまいります。

お客さまへの相談業務の強化を図るために、先進的業務に係る専門知識部署の設置における戦略的人員配置等、高度化、多様化するお客さまのニーズに対応できる人材を配置してまいります。

従業員の新規採用に当たっては、新卒採用を継続実施していくとともに、他業態からの中途採用や、専門的知識、金融知識を有する優れた人材の確保に努めてまいります。

### (2) 経営強化計画の始期における従業員数

平成 24 年 10 月 1 日	じもとホールディングス	103 名
	きらやか銀行	1,008 人
	仙台銀行	749 人

### (3) 経営強化計画の終期における従業員数

平成 27 年 3 月末日予定	じもとホールディングス	103 人
	きらやか銀行	1,051 人
	仙台銀行	699 人

#### (4) 経営の強化に充てる予定の従業員数

##### 【じもとホールディングス：従業員の推移見込み】

	24年3月 実績	24年7月 実績	24年10月 実績	25年3月 計画	26年3月 計画	27年3月 計画
人員	—	—	103人	103人	103人	103人

※じもとホールディングスの従業員は、子銀行の在籍職員で構成しております。

##### 【きらやか銀行：従業員の推移見込み】

	24年3月 実績	24年7月 実績	24年10月 実績	25年3月 計画	26年3月 計画	27年3月 計画
人員	981人	1,019人	1,008人	995人	1,031人	1,051人

##### 【仙台銀行：従業員の推移見込み】

	24年3月 実績	24年7月 実績	24年10月 実績	25年3月 計画	26年3月 計画	27年3月 計画
人員	745人	756人	749人	728人	729人	699人

#### (5) (4) 中、新規採用される従業員数

じもとホールディングス	0人
きらやか銀行	155人
仙台銀行	126人

#### (6) 経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員数

じもとホールディングス	なし
きらやか銀行	なし
仙台銀行	なし

## 第5 剰余金の処分の方針

### 5-1 配当に関する方針

じもとホールディングスは、銀行持株会社という公共性と金融環境の著しい変化に鑑み、当社及び子銀行の内部留保の充実を図るとともに、中間配当および期末配当の年2回の安定した配当を維持することを基本方針としております。

当社の普通株式については、平成25年3月期・期末配当一株当たり1.5円、平成26年3月期・年間配当同4.0円、平成27年3月期・年間配当同5.0円を予定しております。

### 5-2 内部留保の見込み

#### (1) じもとホールディングス（単体）

当社は、各事業年度において、きらやか銀行及び仙台銀行から受け取る配当金を原資として配当を行う方針であります。

当社単体での利益剰余金は、各期末において13億円程度で推移する見込みですが、下記(2)(3)(4)のとおり、当社は、きらやか銀行及び仙台銀行が積上げる利益剰余金をもって、両行に資本参加いただいている公的資金の返済に充てる方針であり、返済は十分に可能であると見込んでおります。

#### 【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	24/3末 (実績)	25/3末	26/3末	27/3末	28/3末	29/3末
当期純利益	—	10	12	13	13	13
利益剰余金	—	10	12	13	13	13

	30/3末	31/3末	32/3末	33/3末	34/3末	35/3末
当期純利益	13	13	13	13	13	13
利益剰余金	13	13	13	13	13	13

	36/3末	37/3末	38/3末	39/3末	40/3末	41/3末
当期純利益	13	13	13	13	13	13
利益剰余金	13	13	13	13	13	13

	42/3末	43/3末	44/3末	45/3末	46/3末	47/3末
当期純利益	13	13	13	13	13	13
利益剰余金	13	13	13	13	13	13

	48/3末	49/3末
当期純利益	13	13
利益剰余金	13	13

## (2) きらやか銀行

きらやか銀行は、経営強化計画に基づく施策を着実に実行し、収益基盤の強化を図り、内部留保に努め、利益剰余金を積み上げてまいります。

同行の利益剰余金は平成 24 年 3 月期末において 60 億円となっており、平成 36 年 3 月期末において、202 億円まで積み上がる見込みでございます。また、その後平成 49 年 3 月期末までに、さらに 163 億円積み上がる見込みでございます。

これによりきらやか銀行が受入れます公的資金 300 億円の返済は十分に可能であると見込んでおります。

### 【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	24/3 末 (実績)	25/3 末	26/3 末	27/3 末	28/3 末	29/3 末
当期純利益	15	17	14	13	30	36
利益剰余金	60	56	59	61	79	103

	30/3 末	31/3 末	32/3 末	33/3 末	34/3 末	35/3 末
当期純利益	36	24	24	24	24	24
利益剰余金	128	140	152	165	177	190

	36/3 末	37/3 末	38/3 末	39/3 末	40/3 末	41/3 末
当期純利益	24	24	24	24	24	24
利益剰余金	202	14	27	39	52	64

	42/3 末	43/3 末	44/3 末	45/3 末	46/3 末	47/3 末
当期純利益	24	24	24	24	24	24
利益剰余金	76	89	101	113	126	138

	48/3 末	49/3 末
当期純利益	24	24
利益剰余金	151	163

## (3) 仙台銀行

仙台銀行は、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図ってまいります。また財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めてまいります。

それにより、每期収益を積上げ、経営強化計画の終期である平成 48 年 3 月期末において、仙台銀行の利益剰余金は 302 億円まで積み上がる見込みであります。

これにより仙台銀行が受入れております公的資金 300 億円の返済は十分に可能であると見込んでおります。

## 【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	24/3 末 (実績)	25/3 末	26/3 末	27/3 末	28/3 末	29/3 末
当期純利益	△95	4	1	4	12	20
利益剰余金	—	2	2	3	11	26

	30/3 末	31/3 末	32/3 末	33/3 末	34/3 末	35/3 末
当期純利益	22	24	18	19	19	19
利益剰余金	43	62	75	90	104	119

	36/3 末	37/3 末	38/3 末	39/3 末	40/3 末	41/3 末
当期純利益	19	16	19	19	19	19
利益剰余金	133	145	160	174	189	203

	42/3 末	43/3 末	44/3 末	45/3 末	46/3 末	47/3 末
当期純利益	19	19	19	19	19	16
利益剰余金	218	232	247	262	276	288

	48/3 末	49/3 末
当期純利益	19	19
利益剰余金	302	17

## (4) じもとホールディングスときらやか銀行、仙台銀行合算の利益剰余金

上記のじもとホールディングスときらやか銀行、仙台銀行の利益剰余金を合算すると以下のとおりとなります。

## 【利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	24/3 末 (実績)	25/3 末	26/3 末	27/3 末	28/3 末	29/3 末
利益剰余金	—	68	73	77	103	142

	30/3 末	31/3 末	32/3 末	33/3 末	34/3 末	35/3 末
利益剰余金	184	215	240	268	294	322

	36/3 末	37/3 末	38/3 末	39/3 末	40/3 末	41/3 末
利益剰余金	348	172	200	226	254	280

	42/3 末	43/3 末	44/3 末	45/3 末	46/3 末	47/3 末
利益剰余金	307	334	361	388	415	439

	48/3 末	49/3 末
利益剰余金	466	193

## 第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1) 基本的な考え方

銀行持株会社である当社の取締役会は、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制とします。

また、子銀行において重複している部署及び今後高い専門性が求められる部署・機能（コンプライアンス、リスク管理）については、持株会社に当該部署及び機能を集約することにより、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制とします。

### (2) 経営統合管理組織の機能

当社には、以下の経営管理組織を設置しました。各組織の主な機能は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役会

開催頻度は、月1回を予定しております。本会では、以下の内容を討議いたします。

- ・グループ経営の重要な事項についての決議
- ・グループ経営計画・戦略の策定、グループ業務執行状況の監視
- ・グループ経営リスク管理

#### ② 監査役会

開催頻度は、月1回を予定しております。本会では、以下の内容を討議いたします。

- ・グループ会計監査、内部統制監査
- ・持株会社、グループの業務監査

#### ③ コンプライアンス委員会

開催頻度は、月1回を予定しております。本会では、以下の内容を討議いたします。

- ・グループ全体のコンプライアンス態勢の検証

#### ④ リスク管理委員会

開催頻度は、月1回を予定しております。本会では、以下の内容を討議いたします。

- ・グループ連結での各種リスクコントロール、資産ポートフォリオ管理
- ・グループ経営リスク管理
- ・グループ全体での資産負債管理

#### ⑤ 経営会議

開催頻度は、週1回を予定しております、本会では、以下の内容を討議いたします。

- ・取締役会の方針に基づく業務執行に係る事項の決定
- ・グループ経営計画・戦略の執行状況の管理

### (3) 業務運営組織の機能

当社には、以下の業務運営組織を設置しました。各組織の機能は、以下のとおりであります。

#### ① 総合企画部

- ・グループ経営戦略（経営計画・方針の立案、自己資本管理、ALM等）に関する事項
- ・グループ経営管理に関する事項
- ・広報、IRに関する事項
- ・取締役会、監査役会、経営会議に関する事項
- ・経営戦略部及び経営管理グループ（経理部、リスク統括部、総務部）の統括に関する事項
- ・財務報告に係る内部統制に関する事項

#### ② 経営戦略部

- ・グループ戦略（人事戦略、事務戦略、営業戦略、融資戦略、市場運用戦略等）に関する事項

#### ③ 総務部（経営管理グループ）

- ・株主総会、株式事務に関する事項
- ・持株会社の総務、庶務に関する事項

④ リスク統括部（経営管理グループ）

- ・コンプライアンスに関する事項
- ・コンプライアンスの啓発活動に関する事項
- ・リーガルチェックに関する事項
- ・内部通報に関する事項
- ・インサイダー取引管理に関する事項
- ・利益相反管理に関する事項
- ・グループ情報管理に関する事項
- ・反社会的勢力等に係る情報管理に関する事項
- ・リスク管理に関する事項

⑤ 経理部（経営管理グループ）

- ・連結決算等、主計に関する事項

⑥ 監査部

- ・持株会社の内部監査に関する事項
- ・子銀行等グループ会社の内部監査に関する事項
- ・内部統制監査に関する事項

（４）ガバナンス態勢

当社の取締役会は、グループに適用される各種法令の概要、顧客保護及び利便性の向上、グループが有する各種リスクの特性を理解するとともに、経営管理態勢（法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等）の構築を重要課題として位置づけ、以下の態勢を整備してまいります。

[取締役・代表取締役]

- ① 当社の取締役 12 名（うち 1 名は社外取締役）は、子銀行となるきらやか銀行及び仙台銀行の取締役を兼職することといたします。また、当社の代表取締役 2 名は、きらやか銀行及び仙台銀行の代表取締役頭取が兼職することといたします。
- ② 当社の取締役は、子銀行の取締役として知識及び経験を有していることから、持株会社のガバナンス機能を発揮するうえで、子銀行の経営管理を的確・公正に遂行することができ、かつ十分な社会的信用を有しております。

- ③ 代表取締役2名以外に、常勤で当社の業務にあたる取締役2名は、きらやか銀行及び仙台銀行の取締役を兼職いたしますが、それぞれの銀行の業務執行にはあたらず、当社の業務執行に専念いたします。また、兼職する銀行の取締役会において、子銀行の業務執行の意思決定及び業務執行状況を監督する態勢といたします。
- ④ 以上により、当社による子銀行の掌握をより確かなものとし、持株会社の適切な経営管理と運営、並びに銀行業務の健全かつ適切な運営に資する態勢といたします。

#### [監査役]

- ① 当社の監査役は、4名のうち3名を社外監査役といたします。これにより第三者的な立場から公正かつ有効に監査機能が発揮できる態勢といたします。

#### [内部規程の整備]

- ① 当社の取締役会は、子銀行やグループ内の会社の経営がグループ全体の経営に与える影響の大きさを認識し、「グループ経営管理規程」及び「職務権限規程」等を定め、子銀行やグループ内の会社が持株会社に付議・報告を行う事項等を明確にし、グループ全体の経営を適切に管理・監視する態勢を構築いたします。
- ② 当社の取締役会は、「法令等遵守方針」及び「グループリスク管理方針」等を策定し、子銀行等にその方針に基づくコンプライアンス管理及びリスク管理を行わせます。

#### [組織体制の整備]

- ① 当社の取締役会の下部機関組織として、グループ全体のコンプライアンスに係る事項を検討する「コンプライアンス委員会」、グループ全体のリスク管理に係る事項を検討する「リスク管理委員会」を設置し、子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないよう、両委員会が中心となって適切な対策を検討し、子会社等に実行させる態勢としてまいります。

- ② 当社には、全体の経営戦略の策定及び管理を行う「総合企画部」、部門毎のグループ経営戦略を立案・管理する「経営戦略部」、グループ経営管理の各部門を担う「経営管理グループ（経理部、リスク統括部、総務部）」を設置することで、グループ全体として経営機能面の徹底した効率化・強化を実現してまいります。
- ③ 当社には、グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門として「監査部」を設置します。「監査部」は、法令等に抵触しない範囲で子銀行の監査部員の一部を兼務させるなど、子銀行の内部監査部門と連携し、これまで蓄積したノウハウを活用して効率性と実効性のある監査を実施してまいります。さらには、子銀行の内部監査部門の態勢評価を行い、子銀行の内部監査部門の強化につなげてまいります。

## （５）リスク管理態勢

### 〔統合的リスク管理〕

- ① 当社の取締役会は、「グループリスク管理方針」を定め、子銀行にその方針に基づくリスク管理を実施させてまいります。
- ② 取締役会の下部組織である「リスク管理委員会」は、子銀行のリスク管理担当部署の担当役員及び部長を委員として出席させ、「グループリスク管理方針」に基づく子銀行のリスク管理状況について定期的に報告を受け、問題がないかどうかを確認し、必要に応じて是正を命じるなど適切に把握・管理してまいります。また、本委員会は、子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないよう、本委員会が中心となって適切な対策を検討し、子会社等に実行させる態勢としてまいります。
- ③ これまで子銀行は、それぞれの管理態勢及び管理手法等により、統合的リスク管理を行ってまいりましたが、「リスク管理委員会」は、以上の取り組みにより、今後は互いのノウハウを共有・活用することにより、基準・手法等を統一することでグループ全体の統合的リスク管理の高度化につなげてまいります。

## [信用リスク管理]

- ① 子銀行は、それぞれの地域経済環境等を踏まえ、取引方針及び審査方針等は各行の主体性を維持しつつ、今後は互いのノウハウを共有・活用することにより、信用リスクに係る基準・手法等を統一することで、グループとしての信用リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な信用リスクリミットの設定を行ってまいります。
- ② 当社の「リスク管理委員会」は、グループ内の与信管理状況について、法令等に抵触しない範囲で総合的に把握することで、グループとして特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等を適切に管理する態勢といたします。
- ③ また、一方の子銀行において顕在化した融資先の破綻等の信用リスクについて、その取り組み状況から破綻に至るまでの判断・管理、該当企業の財務・業況推移などの分析結果を踏まえた対応策等について、法令等に抵触しない範囲で共有し、取引方針及び審査方針として活用することにより、信用リスク管理の高度化につなげてまいります。
- ④ 法令等に抵触しない範囲で、それぞれの子銀行が持つ経営改善及び事業再生に係るノウハウを共有・活用することにより、グループとしての資産内容の健全化につなげてまいります。

## [市場リスク管理]

- ① 持株会社の「リスク管理委員会」は、子銀行がそれぞれ制定・運用しております市場リスクに係る基準・手法等を統一することにより、グループとして同一基準での市場リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な市場リスクリミットの設定を行ってまいります。
- ② 持株会社の「リスク管理委員会」は、グループ内の市場リスク管理の状況について総合的に把握し、グループとしての有価証券等のポートフォリオ状況を適切に管理する態勢といたします。

## 【機能強化のための前提条件】

収支計画を策定するにあたり、足元の経済情勢等を検討し、以下のとおり前提条件を想定いたしました。

新金融グループの主要な営業区域である宮城県と山形県の景気は、震災復興需要による押し上げ効果もあり、緩やかに回復傾向にあります。

しかしながら、震災の直接的または間接的な影響は依然として各方面に及んでおり、特に被害が甚大であった宮城県沿岸部においては、ほとんどの被災企業が生産活動を再開するに至っておりません。

未曾有の被災規模を勘案しますと、地域経済の本格的な復興・回復には相当の期間を要するものと見込んでおります。

このような環境下、中小企業等を取り巻く環境につきましては、相当の期間にわたり厳しい状況が続くと見込んでおります。

### (金利)

金利の見通しにつきましては、平成24年7月末の水準にて推移するものと想定しております。

### (為替)

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、平成24年7月末の水準にて推移するものと想定しております。

### (株価)

株価の見通しにつきましては、欧州信用不安等により先行きが不透明なことから、足元の株価水準に鑑み、保守的に計画期間内は8,000円にて推移するものと想定しております。

指標	23/3期 実績	24/7末 実績	24/9期 (前提)	25/3期 (前提)	25/9期 (前提)	26/3期 (前提)	26/9期 (前提)
無担保コールO/N (%)	0.06	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
TIBOR3M (%)	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33
10年国債 (%)	1.25	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
為替 (ドル／円) (円)	83.15	78.17	78.17	78.17	78.17	78.17	78.17
日経平均株価 (円)	9,755	8,695	8,695	8,000	8,000	8,000	8,000

指標	27/3 期 実績	27/9 末 実績	28/3 期 実績
無担保コールO/N (%)	0.09	0.09	0.09
TIBOR 3M (%)	0.33	0.33	0.33
10年国債 (%)	0.78	0.78	0.78
為替 (ドル/円) (円)	78.17	78.17	78.17
日経平均株価 (円)	8,000	8,000	8,000

※23/3 期、24/3 期、24/7 末の各実績値は、以下の数値を記載しております。

1. 無担保コールO/N : 日本銀行が公表する無担保コールO/N物レートの平均値
2. TIBOR 3M : 全国銀行協会が公表する全銀協 TIBOR
3. 10年国債 : 時事通信社が算出する終値レート
4. 為替 (ドル/円) : みずほコーポレート銀行が公表する午前 10 時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 : 終値

## 資料 1

自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類

1. 持株会社の収支見込（単体）

（単位：百万円、％）

	25/3		26/3		27/3	
	（計画）		（計画）		（計画）	
経常収益	1,275	—	1,521	10.3	1,611	5.9
受取配当金	1,075	—	1,221	13.3	1,311	7.4
経営管理料	200	—	300	0.0	300	0.0
経常費用	200	—	300	0.0	300	0.0
経費	200	—	300	0.0	300	0.0
人件費	100	—	200	0.0	200	0.0
物件費	100	—	100	0.0	100	0.0
経常利益	1,075	—	1,221	13.3	1,311	7.4
特別損益	—	—	—	—	—	—
税引前当期純利益	1,075	—	1,221	13.3	1,311	7.4
法人税等合計	0	—	0	0.0	0	0.0
当期純利益	1,075	—	1,221	13.3	1,311	7.4

2. 持株会社設立時の予想貸借対照表（単体）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
有価証券（子銀行株式）	81,534	資本金	2,000
（うちきらやか銀行普通株式）	28,260	資本準備金	500
（うち仙台銀行普通株式）	3,274	その他資本剰余金	79,034
（うちきらやか銀行第Ⅲ種優先株式）	20,000	純資産の部合計	81,534
（うち仙台銀行第Ⅰ種優先株式）	30,000		
資産の部合計	81,534	負債及び純資産の部合計	81,534

（注）平成24年3月31日現在における両行の貸借対照表上の計数に基づき、記載しております。

3. 持株会社、きらやか銀行（連結）及び仙台銀行（連結）合算の収支見込

(連結)

(百万円、%)

	23/3	24/3	25/3		26/3		27/3	
	(実績)	(実績)	(計画)		(計画)		(計画)	
経常収益	42,149	41,064	39,058	△4.8	38,914	△0.3	39,123	0.5
資金運用収益	34,841	33,692	33,133	△1.6	32,678	△1.3	32,470	△0.6
貸出金利息	29,673	28,200	27,010	△4.2	26,525	△1.8	26,153	△1.4
有価証券利息配当金	5,028	5,232	5,958	13.8	5,998	0.6	6,176	2.9
コールローン利息及び買入手形利息	98	131	68	△48.0	61	△10.2	47	△22.9
預け金利息	4	27	5	△81.4	3	△40.0	3	0.0
その他の受入利息	34	97	90	△7.2	90	0.0	90	0.0
役員取引等収益	5,394	5,544	5,658	2.0	5,969	5.5	6,386	6.9
その他業務収益	1,038	1,116	0	△100.0	0	0.0	0	0.0
その他経常収益	873	708	267	△62.2	267	0.0	267	0.0
経常費用	41,444	47,450	36,265	△23.5	36,519	0.7	36,659	0.3
資金調達費用	3,840	3,104	2,715	△12.5	2,469	△9.0	2,334	△5.4
預金利息	3,011	2,378	2,223	△6.5	2,027	△8.8	1,917	△5.4
譲渡性預金利息	78	75	70	△6.6	41	△41.4	41	0.0
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
借用金利息	219	194	29	△85.0	13	△55.1	13	0.0
社債利息	330	248	181	△27.0	181	0.0	181	0.0
その他の支払利息	198	207	212	2.4	205	△3.3	180	△12.2
役員取引等費用	3,118	2,819	2,723	△3.4	2,723	0.0	2,723	0.0
その他業務費用	2,290	2,184	350	△83.9	0	0.0	0	0.0
営業経費	28,232	28,208	25,819	△8.4	26,111	1.1	26,007	△0.4
その他経常費用	3,960	11,132	4,656	△58.1	5,215	12.0	5,594	7.2
貸倒引当金繰入額	491	4,981	2,530	△49.2	3,953	56.2	4,458	12.7
その他の経常費用	3,469	6,150	2,126	△65.4	1,262	△40.6	1,136	△9.9
経常利益	704	△6,387	2,793	143.7	2,395	△14.2	2,465	2.9
特別損益	△4,093	△483	△87	81.9	△153	△75.8	△153	0.0
税金等調整前当期純利益	△3,388	△6,871	2,584	137.6	2,240	△13.3	2,309	3.0
法人税等合計	2,034	993	195	△80.3	243	24.6	237	△2.4
当期純利益	△5,422	△7,866	2,389	130.3	1,997	△16.4	2,072	3.7

4. 持株会社、きらやか銀行（連結）及び仙台銀行（連結）合算の自己資本比率見込

（自己資本比率）

単位：百万円

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期
きらやか銀行 連結自己資本	68,461	66,617	67,013	69,032
仙台銀行 連結自己資本	36,139	36,102	36,306	37,352
自己資本計 (A)	104,600	102,719	103,319	106,384
きらやか 連結リスクアセット	652,500	666,000	681,500	681,500
仙台銀行 連結リスクアセット	305,932	311,718	321,013	326,382
リスクアセット計 (B)	958,432	977,718	1,002,513	1,007,882
じもと連結自己資本比率 (A/B)	10.91%	10.51%	10.31%	10.56%

（Tier I 比率）

単位：百万円

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期
きらやか銀行 連結 Teir I	56,961	55,067	55,433	57,452
仙台銀行 連結 Teir I	32,420	32,348	32,493	33,506
Tier I 計 (a)	89,381	87,415	87,926	90,958
きらやか 連結リスクアセット	652,500	666,000	681,500	681,500
仙台銀行 連結リスクアセット	305,932	311,718	321,013	326,382
リスクアセット計 (b)	958,432	977,718	1,002,513	1,007,882
じもと連結 Tier I 比率 (a/b)	9.33%	8.94%	8.77%	9.02%